

青森県警察本部訓令第10号

警 察 本 部

警 察 学 校

各 警 察 署

青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令及び青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

青森県警察本部長 小 野 寺 健 一

青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令及び青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部を改正する訓令

（青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部改正）

第 1 条 青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令（令和 2 年 3 月青森県警察本部訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別紙 1 の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部改正）

第 2 条 青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令（令和 2 年 3 月青森県警察本部訓令第 9 号）の一部を次のように改める。

別紙 2 の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。